

1 基本方針

- (1) 運動活動を行うことで、基礎体力の向上を図る。
- (2) 計画的に練習を行い、各競技のスキル向上に努める。
- (3) 大会等に参加することにより生徒の経験を広めて、積極的な態度を養う活動意欲を高める。
- (4) 集団活動を通じて、社会性や豊かな人間性をはぐくむ。

2 適切な指導運用のための体制

- (1) 校長は、部活動に部活動顧問を複数人配置するとともに、生徒が安心・安全に、また積極的に活動できるよう環境の整備に努める。
- (2) 練習にかかわる登下校時間の変更、活動や大会参加に係る内容や自己負担金等については、文書で通知する。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 指導担当者または、部活動顧問は、参加生徒の健康観察や関係設備・用具の安全確認等を行い、疾病や事故の防止に努める。
- (2) 指導担当者または、部活動顧問は、生徒の実態把握を適切に行い、その実態に応じた活動内容を設定し、実施する。
- (3) 指導担当者及び部活動顧問は、適切な言葉掛けや支援等により、生徒との信頼関係を築くとともに、生徒にとって過度に精神的・肉体的な負担とならないよう指導に留意する。
- (4) 練習場所及び内容については、その日の天候・気温・生徒の体調等によって変更または、活動を中止する。
- (5) 活動後の下校指導を徹底し、生徒の下校時間を顧問及び担任が「高等部スポーツクラブ参加者一覧表」で把握しておく。
- (6) 活動中のけが等に関わる保険は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度により対応する。また、校外での大会参加中に関わる保険はその都度、実施要項に明記する。
- (7) 感染症対策、熱中症対策等を行うとともに、保護者へ参加生徒の体調管理を依頼する。体調等によっては、活動への参加を中止し下校させる。
- (8) 校内及び地域の感染症の状況により、クラブ活動を中止する場合がある。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 活動日時は、原則として課業日の15時から15時45分とする。
- (2) 陸上部の活動は、月、水、金曜日、球技部は、火、木曜日とする。

5 学校単位で参加する大会等

学校単位で参加する大会等については、原則、文部科学省、日本障害者スポーツ協会、広島県及び校区の市町等が主催する大会とする。